

第7回 真庭市子ども・子育て会議 次第

日時 令和4年3月23日(水) 19:00 から

場所 真庭市役所 本庁舎 2階大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

(1) 幼児教育施設の充実に向けた基本方針及び公募について

(2) 0～2歳児の受け皿確保について

4 その他

5 閉 会

真庭市

幼児教育施設の充実に向けた基本方針

～生涯にわたる生きる力の基礎を培うための教育・保育環境の整備～

令和4年2月策定

真庭市

真庭市教育委員会

1. 方針策定の考え方及び計画の位置付け

この方針は、総合計画の下、関連計画との整合性を図りつつ、特に真庭市子ども・子育て支援事業計画及び真庭市子ども・子育て支援施設整備計画に沿い、「こどもがまんなか」を基本理念とし、公立園、民間園が共に目指す教育・保育目標である「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境を整備するため、幼児教育施設の充実にに向けた基本的な方針を示すものです。

2. 教育・保育環境の充実にに向けた考え方

幼児教育においては、周囲の環境が園児に大きく影響すると考えられており、自然豊かな真庭の中でその特徴を活かし、真庭市ならではの教育・保育を提供することが目指す教育・保育目標の実現につながるものと考えています。

また、乳幼児期からの一貫した教育・保育の中で、子ども同士の繋がり、親同士の繋がり、地域との繋がりの中で教育・保育が行われることが重要であり、また、各ステージにおける連続性を確保することも重要であると考えています。

幼児教育施設の充実に向けては、特に以下の点に配慮し、教育・保育環境の充実に努めていきます。

また、公立園と民間園が互いに補完し合うことで、乳幼児期における多様な教育・保育に対応し、選択肢を広げていくよう努めるものとします。

【配慮すべき教育・保育環境】

- ・真庭市の恵まれた自然環境を生かした教育・保育の実施
- ・子ども同士、親同士の交流による共に育つ環境の整備
- ・地域との交流や連携など、地域とのつながりを活かした環境の整備
- ・休日保育や早朝・延長保育など多様な保育ニーズに対応できる環境の整備
- ・需要の高まる、3歳未満児の受け皿の確保
- ・特別なニーズを持つ子どもへのサポートが可能な環境の整備
- ・幼児期の教育と小学校教育の連携強化による子どもの学びの連続性の確保
- ・真庭市が目指す乳幼児期に育てたい力の実現

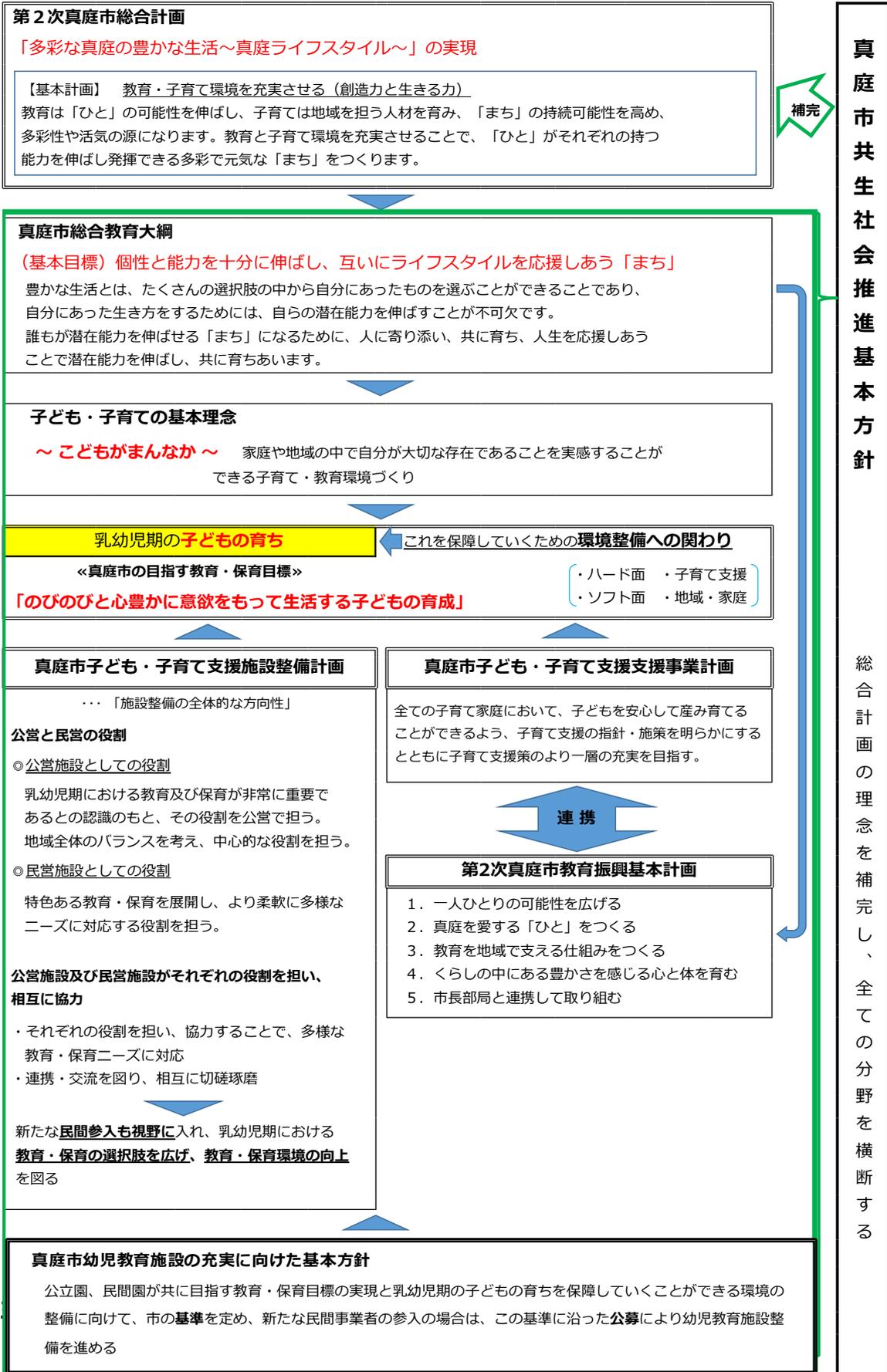
3. 幼児教育施設の充実にに向けた整備の進め方

充実した幼児教育施設となるよう、真庭市の基準を定めます。

(新たな民間事業者の参入)

園児数の動向、地域的な条件を考慮し、新たな民間事業者の参入が可能と判断する場合は、公募によるものとし、認可園であることを条件に、設定した基準により選定していくものとします。

真庭市の目指す教育・保育目標の位置付け



主な基準（認定こども園）

項目	基準
開園日・開園時間	<p>◎真庭市立保育園条例施行規則、真庭市こども園管理規程、真庭市延長保育事業実施規程による</p> <p>【開園日】 月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）</p> <p>【開園時間】 7:30～19:00（1日11時間）</p>
職員配置	<p>◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 3:1 ・1・2歳児 6:1 ・3歳児 20:1 ・4・5歳児 30:1
施設整備	<p>◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室・教室 1.98㎡/人 ・乳児室 1.65㎡/人 ・ほふく室 3.3㎡/人 ・園庭 満2歳（3.3㎡/人）+満3歳以上（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室を設置し、栄養士資格を持つ者が作成する献立に基づき、全児童への給食を、原則、自園調理により提供すること。 ・食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応を行うこと ・調理食材等については、可能な限り地元で調達することとし、食育計画を作成し、食育を推進すること

職員研修	・ 職員の質の向上を図るための研修の機会を確保すること	
小学校との接続	・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、認定こども園の職員と小学校教諭との意見交換を実施したりするなどの、小学校との連携が図られること	
その他の園との連携	・ 教育、保育の質の向上を図るため、公立園との連携、交流を図る取組みが実施されること	
地域との連携	・ 真庭市の恵まれた自然や文化などの地域資源や地域の人との交流を通じた取組みが実施されること	
真庭市との連携・協力	・ 真庭市の主催する研修、園長会に参加すること	
安全・衛生管理	・ 教育、保育中の事故防止のため、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員共通の理解や体制づくりがとられること	
保育内容	真庭市の保育・教育目標の実現	・ 真庭市が定める乳幼児期に育てたい三つの力である 「遊ぶ力：いきいきと意欲をもった子ども」 「生きる力：のびのびと元気な子ども」 「関わる力：にこにここと心豊かな子ども」 を育てるための取組みが行われること
	共生社会の実現	・ 特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制が整備されること ・ 医療的ケア児への対応がなされること
	独自の取組み	・ 保育者のニーズをとらえた多様な取組みが行われること

主な基準（0～2歳児の受け皿確保）

項目	基準
定員	<p>【家庭的保育事業】 1～5人</p> <p>【小規模保育事業】 6～19人</p>
開園日・開園時間	<p>◎真庭市立保育園条例施行規則、真庭市こども園管理規程、真庭市延長保育事業実施規程に準じる 月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）</p> <p>【開園時間】 7:30～19:00（1日11時間）</p>
職員配置	<p>◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による</p> <p>【家庭的保育事業】 0～2歳児：3人に対し1人</p> <p>【小規模保育事業】 0歳児：3人に対し1人 1. 2歳児：6人に対し1人 年齢ごとに算出した数の合計数に1を加えた数以上</p>
施設整備	<p>◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による</p> <p>【家庭的保育事業】 乳児室 1人あたり3.3㎡</p> <p>【小規模保育事業】 乳児室、ほふく室 0歳児、1歳児：3.3㎡ 保育室、遊戯室 2歳児以上：1.98㎡</p>

連携施設	◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による ・必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、保育内容の支援や卒園後の受け皿となる連携施設を確保すること	
給食	◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による ・原則、自園調理とする (連携施設からの搬入を可能とする)	
職員研修	・職員の質の向上を図るための研修の機会を確保すること	
その他の園との連携	・連携施設とし、交流を図る取組みが実施されること	
地域との連携	・真庭市の恵まれた自然や文化などの地域資源や地域の人との交流を通じた取組みが実施されること	
真庭市との連携・協力	・真庭市の主催する研修、園長会に参加すること	
安全・衛生管理	・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、安全対策のために全職員共通の理解や体制づくりがとられること	
保育内容	真庭市の保育・教育目標の実現	・真庭市が定める乳幼児期に育てたい三つの力である 「遊ぶ力：いきいきと意欲をもった子ども」 「生きる力：のびのびと元気な子ども」 「関わる力：にこにこ心豊かな子ども」 を育てるための取組みが行われること
	共生社会の実現	・特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制が整備されること ・医療的ケア児への対応がなされること
	独自の取組み	・保育者のニーズをとらえた多様な取組みが行われること

「認定こども園」及び「小規模保育事業所」の設置・運営事業者を募集します

真庭市では、「こどもがまんなか」を基本理念とし、真庭市が目指す教育・保育目標である「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境の整備を進めています。今回、幼児教育施設の充実に向けて基本方針を策定し、その方針に基づき設置・運営する事業者を募集します。

～ これまでの経緯① ～

課題

- ・保護者ニーズ・価値観の多様化
- ・施設の老朽化
- ・0～2歳児の保育需要の増大

提案

新たな民間事業者から久世地域における幼児教育施設の設置に向けての提案

諮問（R3.7）

民間参入の是非も含めた幼児教育施設の整備の方向性を示す必要があり、広く市民から声を聞くため、**真庭市子ども・子育て会議**に諮る

子ども・子育て会議（R3.7～11）

《主な審議内容》

- 第1回 ・真庭市における幼児教育施設の現状と課題について
- 第2回 ・久世地域における幼児教育施設の在り方について（①意見交換 ②アンケート結果等から）
- 第3回 ・少人数園の子どもたちの育ちについて ・0～2歳児の受け皿の確保について
- 第4回 ・久世地域における幼児教育施設整備について（保護者説明・報告会から）
- 第5回 ・答申（案）について

～ これまでの経緯② ～

保護者アンケートの実施（R3.7）

久世地域の園の保護者を対象に、幼児教育施設整備に関するアンケート調査を実施

《主な意見》

- ・現在、子どもが通っている園を選んだ理由は？ ➡ 自宅・職場に近いから
- ・民間に期待することは？ ➡ 多様なニーズ、特色ある教育・保育の取り組み、選択肢の拡がり
- ・民間に不安に思うことは？ ➡ 保育士等の資質面、教育・保育サービスの低下、少子化等による撤退
- ・その他 ➡ 3歳未満の受入れの確保

保護者説明会の実施（R3.9）

久世地域の園の保護者を対象に、幼児教育施設整備に関する意見交換を実施

《主な意見》

- ・新しい園は、既存の園がある場所、あるいはその周辺の設置を望む。
- ・子どものことを優先的に考えてもらいたい。
- ・民間参入は選択肢が広がって良い。

**答申（R3.11）**

これらを踏まえて審議、真庭市子ども・子育て会議委員の**総意**による答申

- ①真庭市の目指す教育・保育目標が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境の整備に向けて取り組むこと。
- ②喫緊の課題である久世地域の幼児教育施設の整備については、新たな民間事業者の参入を含めて検討することにより、**教育・保育の多様性**が担保され、また、乳幼児期における**教育・保育の選択肢**が広がるよう努めること。
➡民間事業者の参入については、安定的に質の高い教育・保育の確保されること ← **選定基準の検討**
- ③需要が増大している0歳から2歳児の受け皿の確保を推進していくこと。 など



公民を問わず、市の方針・基準を定め、真庭市として教育・保育環境を整備する

～ これまでの経緯③ ～

方針・基準の策定にあたって (R4.1～2)

真庭市の目指す教育・保育目標の実現に向けて、
真庭市だからこそできる取り組みについて意見を伺う



【真庭市子ども・子育て会議】

・保護者代表 ・園の代表 ・子育て支援団体の代表 など

【真庭市総合教育会議】

・教育委員 ・有識者 など

真庭市幼児教育施設の充実に向けた基本方針 ～生涯にわたる生きる力の基礎を培うための教育・保育環境の整備～

<位置付け>

公立園、民間園を問わず真庭市の目指す教育・保育目標の実現に向けた方針

<考え方>

◇真庭市ならではの教育・保育の提供

自然豊かな真庭の中でその特徴を活かした教育・保育の提供

◇乳幼児期からの一貫した教育・保育

子ども同士、親同士、地域との繋がりを活かした教育・保育と各ステージにおける連続性を確保



真庭市が目指す教育・保育目標「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」の実現

<重要視する点>

- ① 真庭市の恵まれた自然環境を生かした教育・保育の実施
- ② 子ども同士、親同士の交流による共に育つ環境の整備
- ③ 地域との交流や連携など、地域とのつながりを活かした環境の整備
- ④ 休日保育や早朝・延長保育など多様な保育ニーズに対応できる環境の整備
- ⑤ 需要の高まる3歳未満児の受け皿の確保
- ⑥ 特別なニーズを持つ子どもへのサポートが可能な環境の整備
- ⑦ 幼児期の教育と小学校教育の連携強化による子どもの学びの連続性の確保
- ⑧ 真庭市が目指す乳幼児期に育てたい力の実現

公募

園児数の動向、地域的な条件を考慮し、新たな民間事業者の参入が可能と判断する場合は、公募によるものとし、認可園であることを条件に、設定した基準により選定



・選択肢の拡大 ・多様性の担保 ・課題への対応（施設老朽化、0～2歳の受け皿）

募集概要

《募集施設》

（1）認定こども園 （2）小規模保育事業所A型

《募集期間》

令和4年2月15日～6月3日（提案書類受付開始 令和4年5月25日～）

《募集資格》

非営利法人（法人又は法人の代表者が市内において、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を運営しているか、若しくは、市内で運営している社会福祉事業者と連携して活動していること）

《開園予定年月日》

（1）認定こども園 … 令和6年4月1日
（2）小規模保育事業所 … 令和5年4月1日以降随時

《施設設置場所》

（1）認定こども園 … 真庭市久世地域 （2）小規模保育事業所 … 真庭市全域

《施設定員》

（1）認定こども園 … 1施設あたり120人（申請者からの提案可能）
（2）小規模保育事業所 … 1施設あたり6～19人

審査・決定

真庭市幼児教育施設設置・運営事業者選定審査会を設置（非公開）
申請者の提案内容を審査し、市長に報告し、市長が事業者を決定（令和4年7月下旬予定）

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども+
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
 小規模保育事業	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
 家庭的保育事業	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
 事業所内保育事業	定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下… 小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
 居宅訪問型保育事業	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	---

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。